

25監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年8月6日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月3日

福岡市監査委員 富 永 計 久
同 笠 康 雄
同 齋 田 雅 夫
同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第3号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分・・・11件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25監査公表第3号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市祇園音楽・演劇練習場」（以下「祇園練習場」という。）の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>イ 基本協定書において、祇園練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成してい</p>	<p>当該施設における実績表等の作成については、実施協定書に明確な記載がなかったため、平成25年度より勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>

<p>なかった。</p>	
<p>ウ 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、舞台装置運営業務については、基幹要員の業務時間は午前 10 時から午後 7 時までとなっているが、舞台利用または打ち合わせ等がある日の必要な時間のみ勤務していた。</p>	<p>当該施設の舞台装置運営業務については、仕様書の勤務を要しない日の規定を改めるとともに、指定管理者に対し、仕様書のとおり基幹要員の配置を行うよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、改めた仕様書のとおり勤務することとした。</p>
<p>エ 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。</p>	<p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p> <p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成 24 年度分より作成するようにした。</p>
<p>(イ) 事業報告書において、祇園練習場、大橋練習場及び指定管理者である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p>	<p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成 24 年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(ウ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水</p>	<p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで祇園練習場及び大橋練習場の 2 施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内</p>

<p>槽清掃, 空調設備, 自動扉保守, 建物保守点検等)について, 祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し, 当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>訳が明確でなかったことから, 今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は, 平成25年度より, 2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(エ) 事業報告書において, 舞台管理業務について, 祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し, 当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については, これまで祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが, 当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから, 今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は, 平成25年度より, 2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>

2 F P A P ・ 子 ども 文 化 コ ミ ュ ニ テ ィ 共 同 事 業 体

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は, 公の施設の管理を行う場合は, 施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら, 平成23年度及び同24年度「福岡市大橋音楽・演劇練習場」(以下「大橋練習場」という。)の管理運営業務において, 次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後, 基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>イ 基本協定書において, 大橋練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが, 勤務した職員, 勤務日数, 勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。</p>	<p>当該施設における実績表等の作成については, 実施協定書に明確な記載がなかったため, 平成25年度より勤務した職員, 勤務日数, 勤務時間等が確認できる実績表等を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は, 平成25年度より, 勤務した職員, 勤務日数, 勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>
<p>ウ 基本協定書においては, 経理を他の業</p>	<p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の</p>

<p>務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。</p>	<p>整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p> <p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成 24 年度分より作成するようにした。</p>
<p>(イ) 事業報告書において、大橋練習場、祇園練習場及び指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p>	<p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成 24 年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(ウ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、大橋練習場及び祇園練習場の 2 施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の 2 施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(エ) 事業報告書において、舞台管理業務について、福岡市祇園音楽・演劇練習場舞台管理業務委託の中の一項目とし</p>	<p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の 2 施設分を一緒に再委託すること</p>

<p>て再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>を認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
---------------------------------------	---